自動車リサイクル法　解体業　変更届出書の提出について

次の事項に変更があったときは、「解体業変更届出書（様式第七）」を、欠格要件に該当しないことの誓約書（様式４）、各事項ごとに必要な書類（以下の表を参照）を添えて、変更の日から30日以内に提出してください。

提出部数は３部（正本１部、副本２部）です。（届出者用の控えが不要な場合は２部（正本１部、副本１部）をご提出ください。

なお、業を行う事業所及び保管場所の所在地の変更の場合は、事前に富山県又は富山市に協議してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　事　項 | 添　付　書　類（変更後のものを添付） |
| （個人の場合）氏名、住所 | ・住民票の写し(※１)・成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等（※２） |
| （法人の場合）名称、住所、代表者の氏名 | ・定款又は寄附行為・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） |
| 事業所の名称及び所在地※要事前協議 | ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書・施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）・施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類（土地登記簿謄本、建物登記簿謄本、賃借契約書の写し）・事業の用に供する施設の概要（様式３） |
| （法人の場合）役員の氏名、住所 | ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・住民票の写し(※１)・成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等（※２） |
| （法人の場合）政令使用人の氏名、住所 | ・住民票の写し(※１)・成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等（※２） |
| （法人の場合）５％以上の株式を有する株主又は出資者の氏名又は名称、住所 | ・株式の数又は出資額を記載した書類・（個人の場合）住民票の写し(※１)・（個人の場合）成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等（※２）・（法人の場合）法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） |
| （未成年でその法定代理人が個人の場合）　法定代理人の氏名、住所 | ・住民票の写し(※１)・成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等（※２） |
| （未成年でその法定代理人が法人の場合） |  |
|  | 法定代理人の名称、住所、代表者の氏名 | ・定款又は寄附行為・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） |
| 法定代理人の役員の氏名、住所 | ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・住民票の写し(※１)・成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等（※２） |
| 事業の用に供する施設の概要 | ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書・施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）・施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類（土地登記簿謄本、建物登記簿謄本、賃借契約書の写し）・変更に係る事業の用に供する施設の概要（様式３） |
| 標準作業書の記載事項 | 改定後の標準作業書の写し |
| （業を行う事業所以外の場所で解体自動車等の積替え又は保管を行なう場合）当該場所に関する所在地、面積、保管の上限 | ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書・施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）・施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類（土地登記簿謄本、建物登記簿謄本、賃借契約書の写し）・変更に係る事業の用に供する施設の概要（様式３） |

**住民票の写しや登記簿謄本などの公的機関が発行する証明書は、発行から３ヶ月以内のものを添付すること。**

（※１）　本籍地（外国人は国籍等）の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。

（※２）　精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

　　年　　月　　日

富山県知事　　　　　　　殿

（郵便番号）

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年　　月　　日付け第　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の理由 |  |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。